

令和3年度第11回

下松市農業委員会総会議事録

令和4年2月8日（火）10時から
下松市役所1階 103会議室

発言内容については、要旨を記載しています。
個人情報に関連する部分等については●で消しています。

令和3年度第11回下松市農業委員会定例総会 議事録

- 1 開催日時 令和4年2月8日(火) 10時から
- 2 開催場所 下松市役所 1階 103会議室
- 3 農業委員
 - ・出席(8人)
 - 会長 5番 清水 守
 - 会長職務代理者 3番 河村 真弓
 - 1番 内山 禮介 2番 大本 博秀 4番 近藤 政司 6番 田中 結
 - 7番 藤田 善江 8番 山岡喜久吉
 - ・欠席(0人)
- 4 農地利用最適化推進委員 (出席要請なし)
- 5 議事日程
 - 第1 会議の成立
 - 第2 議事録署名委員及び会議書記の指名
 - 第3 議案第1号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について (利用権設定)
 - 報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
 - 報告第2号 非農地証明交付申請の承認について (市街化区域)
 - 報告第3号 水田埋立による畑地造成届について
- 6 農業委員会事務局職員
 - 局長 内山 教雄
 - 書記 河本 健
- 7 会議の概要
 - 会議の概要については次のとおり

第11回 定例総会 会議の概要

- 事務局 それでは、ただ今より2月の定例総会を開催いたします。本日、農業委員の欠席者はありません。出席委員は8名です。下松市農業委員会会議規則第7条により定足数を満たしておりますので、総会は成立している事を報告致します。なお、本日はコロナ感染拡大防止のため、推進委員さんの出席要請はしていません。それではよろしくお願ひします。
- 議長 皆さんおはようございます。本日の議事録署名人は近藤委員と藤田委員にお願ひ致します。書記の方は事務局にお願ひします。それではよろしくお願ひ致します。
- 事務局 議案書1ページをご覧下さい。議案第1号受付番号1番について総会資料に基づきご説明いたします。農地法第4条第1項の規定による許可申請についてです。土地の所在は大字●●●●●●●●、●●●●●●、●●●●●●です。地目はすべて登記簿田、現況は畑ですが、水稲及びしきみが栽培され、一部は道路敷となっております。農振区分は農振農用地域外。面積は、それぞれ3,338㎡、1,705㎡、3,171㎡で、計8,214㎡。転用目的は植林です。調査報告は中村英隆推進委員ですが、出席要請しておりませんので、事務局の方で説明いたします。
- 去る1月27日に、中村英隆推進委員、藤井康之推進委員及び事務局職員2名で現地を確認いたしました。場所は、●●●●●●●●線を●●方面に向かって、●●市との境界線と交わってすぐの交差点から、南南西約500mの所に位置しています。農用地区域の境界線に隣接していますが、農用地区域外となっております。現在の農地の状況は、水稲及びしきみの栽培を行っておられます。申請地は、北側を除く三方を山林に囲まれています。申請人は、申請地のすぐ近くに住んでおられますが、ご高齢のため、また後継者もいらっしゃらないため、耕作を続けることが困難となり、森林組合に依頼して、ひのき及び杉の植林を行うものです。森林組合の補助事業を利用され、これに伴う資金は準備されています。植林の計画の3000本ですが、今回は上がっておりませんが、申請地に隣接する農用地区域内の自己所有地にも植林をする予定だそうです、その分も含まれています。こちらは、農用地内であるため、現在所管課を通じて、植林が可能かどうか県に相談していらっしゃいます。可能であれば、追って転用の許可申請をされる予定です。植林については隣接する農地の所有者の同意は得ているということでございました。以上のことから許可相当と考えます。
- 議長 事務局、ありがとうございました。ただ今説明がありましたが、ご意見がございましたらお願ひします。
- どなたかございませんか。はい、近藤委員。

近藤委員 このぐらいの面積になると、植えたら植えっぱなしという訳にはいかないでしょうが、その労力はあるのでしょうか？

事務局 森林組合に委託されるのだらうと思います。

議長 補助金を活用されて、森林組合で植栽から除草、間伐の管理をされての事業だと思いますよ。山裾ですから、地域に迷惑がかかる所ではないと思いますので、特段問題はないのではないかと思います。他にご意見はありますか。意見もないようですので採決をいたします。議案第1号受付番号1番についてはこれを可とする方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい。全員でございます。議案第1号受付番号1番は農地法第4条許可相当として山口県農業会議の常設審議委員会の意見聴取と致します。次、事務局お願いします。

事務局 議案書6ページをご覧ください。議案第2号受付番号1番、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてです。土地の所在は大字●●●●●●、地目は登記簿、現況とも田、現在は耕作されていません。農振区分は農用地区域外、面積は3,004㎡です。譲渡人は●●●●さん、譲受人は●●●●●●●●●●、転用目的は太陽光発電施設の設置です。調査報告は山岡喜久吉委員です。よろしくをお願いします。

議長 山岡委員、よろしくをお願いします。

山岡委員 報告いたします。ここは●●の一番奥になります。1月27日に事務局職員2名と松村将吾推進委員と4人で現地を見ました。現地は上と下に道があって、昔で言えばいい所だったのでしょうが、今は耕作されていないという所で、草が生えています。田んぼの大周りには、田んぼを作っていた時の水路がありますので、雨が降った時はその水路を通して水がはけるので、問題はなかろうかと思っております。以上です。

議長 山岡委員、ありがとうございました。ただ今調査委員から説明がありましたが、ご意見がございましたらお願いします。これは地元の自治会の同意は取られていますか？

事務局 取っておりません。隣接地については説明をしておられまして、それぞれ了解はされているという事です。事業体制については、資源エネルギー庁による事業計画ガイドラインにより発電業者の連絡先と点検責任者の連絡先は看板にて明示することになっています。日常の管理についてはインターネットで常時管

理しておりますので、異常があった時にはすぐに駆けつけることが決めてあります。心配しておられた電波障害については、この業者に聞いてみたのですが、空港の周辺でも太陽光の設備がありますので、基本的には無いのかなという事例を持って来られました。何らかの障害等があれば、当然話し合う体制は整えているということでした。

議長 分かりました。太陽光については今後相当増えてくるであろうと予測されるわけですよ。地域の景観や保全や水路の問題もあるし、慎重に審議しておかないといけないと思います。

他にどなたかございませんか。

意見もないようですので採決をいたします。議案第2号受付番号1番についてはこれを可とする方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい。全員でございます。議案第2号受付番号1番は農地法第5条許可相当として山口県農業会議の常設審議委員会の意見聴取と致します。次、事務局お願いします。

事務局 議案書12ページをご覧ください。議案第3号受付番号1番についてご説明いたします。農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認についてです。土地の所在は大字●●●●●●、●●●●●●-●、●●●●●●-●、●●●●●●の4筆です。地目は登記簿、現況とも田、農振区分は農用地区域、面積はそれぞれ2,972㎡、687㎡、1,675㎡、790㎡の計6,124㎡です。利用権を設定する人は●●●●●●さん、利用権の設定を受ける人は●●●●●●さん、内容は使用貸借で、期間は5年です。調査報告は中村英隆推進委員ですが、本日は出席要請しておりませんので、事務局で説明いたします。

1月27日に、中村英隆推進委員、藤井康之推進委員及び事務局2名で現地を確認いたしました。利用権を設定する水田は、●●●●●●線から●●●●●●線・●●●●●●線を東に向かって約1Km進んだ所に立地しています。新規の利用権設定でございます。利用権を設定する●●●●●●さん宅の周囲の田で直近まで適正に管理されています。利用権の設定期間は5年です。利用権の設定を受ける●●●●●●さんは、近所にお住まいで、農機具も一式所有されており、約1.5ヘクタールの耕作実績もありますので、問題はないと思います。以上です。

議長 事務局、ありがとうございました。ただいま説明がありましたが、ご意見がありましたらお願いします。

意見もないようですので採決をします。議案第3号受付番号1番についてこれを可とする方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい。全員でございます。議案第3号受付番号1番は原案の通り承認致します。次、事務局お願いします。

事務局 議案書は12ページ下段です。議案第3号受付番号2番についてご説明いたします。農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認についてです。土地の所在は大字●●●●●●●●、地目は登記簿、現況とも田、農振区分は農用地区域、面積は2,684㎡です。利用権を設定する人は●●●●●●さん、利用権の設定を受ける人は●●●●●●さん、内容は賃貸借で、期間は5年です。調査報告は中村英隆推進委員ですが、本日は出席要請しておりませんので、事務局で説明いたします。

1月27日に、中村英隆推進委員、藤井康之推進委員及び事務局2名で現地を確認いたしました。利用権を設定する水田は、●●●●●●線から●●●●●●線に入って100mほど行った所から、農道を北に約300m入った所に位置しています。貸し手は、議案第●●号の●●●●●●さんです。高齢のため耕作が難しいということでしたが、こちらの水田は、周囲に耕作地があり植林をするわけにはいかないということで、新たに利用権を設定されようとするものです。直近まで適正に管理しておられます。設定期間は5年です。借り手の●●●●●●さんは、現地から約100mの所に自宅があり、借り入れる土地は、自作地に隣接しています。農機具も一式所有しておられ、約1.1ヘクタールの耕作実績がありますので、問題はないと思います。以上です。

議長 事務局、ありがとうございました。ただいま調査委員から説明がありましたが、ご意見がありましたらお願いします。意見もないようですので採決をします。議案第3号受付番号2番についてこれを可とする方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい。全員でございます。議案第3号受付番号2番は原案の通り承認致します。次、事務局お願いします。

事務局 議案書は13ページです。議案第3号受付番号3番についてご説明いたします。農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認についてです。土地の所在は大字●●●●●●●●●●、地目は登記簿田、現況畑、農振区分は農用地区域外、面積は2,660㎡です。利用権を設定する人は●●●●●●さん、利用権の設定を受ける人は●●●●●●さん、内容は使用貸借で、期間は3年です。調査報告は小林克美推進委員ですが、本日は出席要請しておりませんので、事務局で説明いたします。

1月28日に、小林克美推進委員と私で現地を確認いたしました。利用権を設定する畑は、●●●●●線と●●線の交差点から●●線を南に約100m下ったところで貸し手の自宅に隣接しています。今回の利用権設定は更新で、3年間です。借り手の●●さんは、●●に住んでおられ、現在も良好な状態で野菜を栽培しておられ、管理状態は良好でありますので、問題はないと思います。以上です。

議長

事務局、ありがとうございました。ただいま調査委員から説明がありましたが、ご意見がありましたらお願いします。意見もないようですので採決をします。議案第3号受付番号3番についてこれを可とする方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい。全員でございます。議案第3号受付番号3番は原案の通り承認致します。

会長職務代理

議案第3号受付番号4番、5番については、清水会長が関係するものでありますから、農業委員会等に関する法律第31条の規程により、審議採決終了まで清水守会長には、退席していただきます。

(清水守会長 退席)

それでは事務局よろしくお願い致します。

事務局

議案書は13ページです。議案第3号受付番号4番及び5番について、借り手が同一人で、土地は隣接しておりますので併せてご説明いたします。農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認についてです。まず、4番につきまして、土地の所在は大字●●●●●-●、地目は登記簿、現況とも田、農振区分は農用地区域、面積は2,862㎡です。利用権を設定する人は●●●●●さん、利用権の設定を受ける人は●●●●●さん、内容は使用貸借で、期間は5年です。次に5番につきまして、土地の所在は大字●●●●●-●、地目は登記簿、現況とも田、農振区分は農用地区域、面積は2,601㎡です。利用権を設定する人は●●●●●さん、利用権の設定を受ける人は●●●●●さん、調査報告は小林克美推進委員ですが、本日は出席要請しておりませんので、事務局で説明いたします。

1月28日に、小林克美推進委員と私で現地を確認いたしました。利用権を設定する畑は、●●●●●線が●●●●●の下を通る交差点から、東に約250mの所に立地しています。内容はどちらも使用貸借で、期間は5年、どちらも更新です。これまでも良好に管理、耕作されており、農機具一式の所有、耕作実

續もありますので、問題はないと思います。以上です。

会長職務代理

事務局、ありがとうございました。ただいま説明がありましたが、ご意見がありましたらお願いします。

意見もないようですので採決をします。議案第3号受付番号4番、5番についてこれを可とする方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい。全員でございます。議案第3号受付番号4番、5番は原案の通り承認致します。

では清水守会長お戻りください。

(清水守会長 着席)

議長

次、事務局をお願いします。

事務局

議案書は14ページです。議案第3号受付番号6番について説明いたします。農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認についてです。土地の所在は大字●●●●●●●●●●、地目は登記簿、現況とも田、農振区分は農用地区域、面積は2,569㎡です。利用権を設定する人は代表相続人の●●●●●さん、利用権の設定を受ける人は●●●●●さん、内容は賃貸借で、期間は5年です。調査報告は中村英隆推進委員ですが、本日は出席要請しておりませんので、事務局で説明いたします。

1月27日に、中村英隆推進委員、藤井康之推進委員及び事務局2名で現地を確認いたしました。利用権を設定する水田は、●●●●●線から●●●●●線に入って約800m東に行った所に位置しています。貸し手は、県外に住んでおられます。貸付期間は5年で、新規となっておりますが、貸し手の名義が変わったもので、実質は更新です。借り手の●●●●●さんは、平成24年から令和3年まで10年に渡り耕作しておられ、現地から約100mの所にご自宅があります。これまでも適切に管理、耕作されています。農機具も一式所有しておられ、他に約1.2ヘクタールの耕作実績がありますので、問題はないと思います。以上です。

議長

事務局、ありがとうございました。ただいま説明がありましたが、ご意見がありましたらお願いします。

意見もないようですので採決をします。議案第3号受付番号6番についてこれを可とする方は挙手をお願いします。

出について」が1件ございました。

これは、先般ご説明しておりました●●●地区の農地に届出をしないで埋め立てが行われており、届け出をするよう指導し、提出されたものです。参考として、計画図面を添付しております。10年間埋め立てを行い、その後畑地とする計画となっておりますのでご報告いたします。以上です。

議

長 報告事案がありますが、なにかご質問があれば、お願いします。

以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。これで2月の定例総会を閉会いたします。どうも皆さんありがとうございました。

令和4年2月8日

以上会議の顛末を記録し、相違なきことを証するために署名する。

議 長

三浦 山 守

署名委員

近藤政司

署名委員

藤田善江